

山岳環境保全対策支援事業実施要領

令和6年3月

環境省
自然環境局

環自国発第 110401002 号

平成 23 年 4 月 1 日

改正：平成 24 年 4 月 2 日 環自国発第 120402002 号

改正：平成 29 年 4 月 3 日 環自国発第 1704032 号

改正：平成 31 年 3 月 27 日 環自国発第 1903271 号

改正：令和 2 年 3 月 27 日 環自国発第 2003279 号

改正：令和 3 年 4 月 1 日 環自国発第 2104014 号

改正：令和 6 年 3 月 5 日 環自国発第 2403054 号

山岳環境保全対策支援事業実施要領

1 目的

この実施要領は、山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要綱（平成 23 年 4 月 1 日環自国発第 110401001 号環境事務次官通知、以下「要綱」という。）に関して必要な細目等を定めることを目的とする。

2 事業者の要件

要綱第 3 条に規定する事業者の要件とは、自然公園内（国立公園又は国定公園に限る。）の一般車道で到達できない等条件が著しく不利な場所において、3 の施設整備を行う次の個人又は団体とする。

- (1) 山岳環境保全対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）の構成員である民間山小屋等事業者
- (2) 地域協議会の構成員で組織する民間団体

3 補助対象施設の定義

要綱第 4 条で規定する排水・し尿処理施設、廃棄物の分別・処理施設等とは次の施設とする。

- (1) 環境配慮型排水・し尿処理施設（携帯トイレブース等を含む）及び周辺整備（換気扇、発電施設等を含む）
- (2) 廃棄物の分別・処理施設
- (3) 給水施設 ただし、(1)の附帯設備として整備するものに限る。

なお、施設の撤去費用は、再整備に伴うもの及び撤去後の用地を環境復元のために緑化等する場合を除いては認めない。

4 交付の対象となる事業の要件

要綱第 4 条に規定する交付の対象となる事業の要件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象施設は次の全ての要件を満たすものであること。ただし、③及び④は、環境配慮型排水・し尿処理施設（携帯トイレブース等を含む）及

び周辺整備のみ対象とする。

- ① 登山者の利用に供する宿舎、休憩所、避難小屋に整備するものであること。
 - ② 車道、商業電力、上水道、下水道のいずれかが利用できない条件が著しく不利な場所にあること。
 - ③ 一般登山者へ開放する等により、公共的な役割を担うものであること。
 - ④ 相当程度の利用者数があること、もしくは、想定されること。
- (2) 補助事業施設は次の全ての要件を満たすものであること。
- ① 公共施設の補完の観点から、公共性が高いことが認められること。
 - ② 受益者負担の原則に鑑み、維持管理及び本事業で整備した場合の再整備は受益者負担によるものとなっていること。ただし、し尿の処理方式、処理性能、施設規模、処理施設設置箇所など、し尿処理を向上させるための変更による整備、また、耐用年数超過による著しい劣化に伴う整備となるものは除く。
 - ③ 公共事業による施設整備と比較し、国費の縮減効果が認められること。
 - ④ 環境配慮型排水・し尿処理施設は、自然環境保全上十分な効果があると認められるものであること。
 - ⑤ 施設の構造が自然条件等の変化に対し十分な安全性を有すること。

5 補助事業の実施の要件

山岳環境保全対策審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、主に次の項目について審査し補助事業の実施の可否を判定するものとする。

- (1) 補助を要望する民間山小屋等事業者等が所属する地域協議会の推薦について（別紙様式1，別紙様式2，別紙1）
- (2) 事業計画（別紙2「山岳環境保全対策支援事業計画書」）について
- (3) 当該山域における入山者の調整や受益者負担の導入等についての地域協議会の取組について
- (4) 3の交付の対象となる事業等について
- (5) その他補助事業の実施に必要な事項

6 交付額の算定方法

要綱第6条に規定する「総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する」際に当該事業に係る地方公共団体からの補助金、交付金等による収入については控除の対象としないものとする。

7 地域協議会

地域協議会の目的等については次のとおりとする。

(1) 目的

自然公園内の山域ごとに、山小屋等事業者と地方自治体等の幅広い団体等の参画により山岳環境保全と適正な登山利用に向けた取組について協議

し、これを適切に推進することを目的とする。

(2) 構成及び要件

- ① 地域協議会の構成は、都道府県（必須）、市町村、民間山小屋等事業者（もしくはその団体）、その他地域の活動団体、国立公園においては環境省地方環境事務所等により構成する。
- ② 事務局は原則として、都道府県に置くものとする。
- ③ 既に類似の目的を持つ山小屋を中心とする団体等がある場合はそれを活用することは差し支えない。

(3) 地域協議会の役割

- ① 山岳環境保全と適正な登山利用に向けた取組（受益者負担等の取組を含む。）について協議し、これを実施すること。
- ② 山小屋等事業者が実施する補助事業及び整備後の維持管理等について適切な指導、助言を行うこと。
- ③ 当該地域の山小屋等事業者等から別紙様式1により提出のあった推薦依頼書等について協議し、別紙様式2により自然環境局長に推薦を行うこと。
- ④ 審査委員会の審査の結果、事業実施が適当とされた山小屋等事業者等が環境大臣に提出する補助金申請事務に関する書類等の事前審査を行うこと。

8 審査委員会

審査委員会の目的等は次のとおりとする。

細部については、自然環境局長が定める山岳環境保全対策審査委員会設置要領による。

(1) 目的

山小屋等事業者等の事業計画等について審査し、補助事業の実施の可否を判定することを目的として自然環境局長が設置する。

(2) 構成

自然公園、山岳環境等に関する知見を有する者であって自然環境局長が指名した委員をもって構成する。

(3) 審査委員会の責務

審査委員会は事業計画等について審査し、補助事業の実施の可否を判定するとともに、可否及び採択に当たって参考とすべき事項を自然環境局長に報告するものとする。

(4) 留意事項

補助事業の実施が可と判定された事業計画等において、利用者負担の取組が実施（又は予定）されている山域における事業であることが確認された場合には、その取組内容に応じて採択における当該事業の優先度を上げることとする。

9 補助事業の表示について

補助事業により整備された施設、機械器具には、環境省の補助事業である旨を明示しなければならない。

10 維持管理について

- (1) 補助事業者が適切な維持管理を行うこと。
- (2) 受益者負担の原則に鑑み、適正な利用料の徴収に努めること。

11 電子情報処理組織（電子メール等）による申請等及び通知等について

(1) 申請等

5の規定に基づく申請等（以下、申請等という。）については、電子情報処理組織（電子メール等）を使用する方法により行うことができる。

(2) 通知等

11(1)により行われた申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織(電子メール等)を使用する方法により行うことができる。

12 その他

事業の実施に当たっての細部の運用については、自然環境局国立公園課長が別途定める。

附則

この実施要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、平成24年4月2日から施行する。

附則

この実施要領は、平成29年4月3日から施行する。

附則

この実施要領は、平成31年3月27日から施行する。

附則

この実施要領は、令和2年3月27日から施行する。

附則

この実施要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和 6 年 3 月 5 日から施行する。

令和 年 月 日

〇〇地域協議会 御中

事業者
住所
氏名又は名称
代表者名

山岳環境保全対策支援事業推薦依頼書

令和 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金の申請の対象者として推薦していただきたく、別紙山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要望書を添えて提出します。

(本件事業者の責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)

令和 年 月 日

環境省自然環境局長 殿

推 薦 者

氏名又は名称 ○○○○協議会

代表者氏名

事務局 ○○県○○課

住所

山岳環境保全対策支援事業推薦書

令和 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金の申請を行う対象者として山岳環境保全対策支援事業実施要領7の規定により推薦します。

記

- 1 事業者名及び事業内容等
別紙「山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要望書」のとおり

- 2 推薦する理由

- 3 入山者の調整や受益者負担の導入等についての地域協議会の取組等との関係について

- 4 本件の推薦機関の責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

令和 年 月 日

環境省自然環境局長 殿

事業者
住所
氏名又は名称
代表者氏名

山岳環境保全対策支援事業費補助金交付要望書

令和 年度山岳環境保全対策支援事業費補助金の交付を要望したいので下記のとおり提出します。

記

1 山小屋等の名称 及び住所（場所）	
2 補助対象経費	千円
3 国庫補助金相当額	千円
4 事業内容及び事業 計画（簡潔に記載）	別紙2「山岳環境保全対策支援事業計画書」を添付 すること。
5 維持管理について	

（本件の事業者の責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

山岳環境保全対策支援事業計画書

都道府県名：

山小屋名及び山小屋の住所(場所(標高 m、○○山頂上直下等))		事業主体の住所、名称、代表者氏名、電話番号	
地域協議会名		住所、事務局長名、電話番号	
公園名(地種等)			
直近の山小屋または公衆トイレまでの距離			
接道の有無(車道までの距離)			
商業電力の有無			
上水道の有無及び整備後の取水の方法(沢水等)			
下水道の有無			
現在のし尿処理方式		処理方式：	
		男子：大 ○ 穴 女子：○ 穴	
現在の廃棄物の分別・処理施設方式		有 無：	
		処理方式：	
前年度の利用者数 (宿泊者数及び利用者数)			
施設整備後の目標とする利用者数 (宿泊者数及び利用者数)			
事業内容(面積、経費内訳等)			
整備を計画しているし尿処理方式		処理方式：	
		男子：大 ○ 穴 女子：○ 穴	
整備を計画している廃棄物の分別・処理施設方式		処理方式：	
補助対象経費	国庫補助額		
	自己資金		
	銀行等借入れ		
	その他		
	計		
トイレの維持管理費	直近の1年間	維持管理に要した費用	千円
		利用者からの徴収総額	千円
		1人当たり徴収額	円
	施設整備後	維持管理に要した費用	千円
		利用者からの徴収総額	千円
		1人当たり徴収額	円
許可(他法令、条例等)及び当該山域における利用者負担の取組実施(見込み)の有無・内容等			

※記載上の留意事項

- ①事業内容及び事業費の根拠が確認できる資料を添付すること。
- ②現況写真を添付すること。
- ③事業箇所が確認できる位置図を添付すること。